

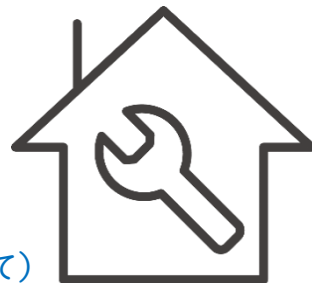
令和 **7** 年度

いわき市個人住宅優良ストック形成支援事業

個人住宅の**リフォーム工事**等を行う市民の皆さま
に対し、その費用の**一部を補助**します！

補助額最大 **15** 万円

補助対象工事費（消費税含む）の **10%**（千円未満切り捨て）



本補助制度は、市内施工業者が行う個人住宅のリフォーム等を支援することにより、「良質な住宅ストックの形成」を図るとともに、「地域経済の活性化」を図ることを目的としています。

先着順

70

件程度募集

※予算の範囲内で補助金を交付するため変動します。

募集期間

令和 7 年 **7** 月 **1** 日(火) ～ **8** 月 **29** 日(金)

※ 70 件程度の募集で先着順とし、既定予算額に達した時点で募集を締め切ります。

※ 募集期間中に既定予算額に達しない場合は、最大で 9 月 30 日まで募集を延長します。

Ⅰ 補助対象者（要件等）

- いわき市に住民登録を行っていること。
- 補助対象となる個人住宅の所有者本人またはその親族であり、かつ、その住宅に居住していること。
- 世帯全員が市税を滞納していないこと（市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）。
- 昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手した木造住宅（以下「旧耐震」という。）のリフォーム等を行う場合は、併せて、「いわき市木造住宅耐震診断者派遣事業」等への申込みを行うこと。
- 以前に同一の住宅に対する市の補助金、交付金その他これに類するものの交付を受けていないこと。
- いわき市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員または、同条第 7 号に規定する社会的非難関係者でないこと。
- 申請時点において補助対象となる工事の着手（契約）をしていないこと。

対象工事など詳しくは次ページ

お問い合わせ先
（申請書類提出先）

いわき市 都市建設部 住まい政策課（市役所 6 階）
〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地
TEL:0246-22-1178 FAX:0246-22-1291



2 補助対象工事

○ 市内施工業者が行う工事代金が10万円以上（消費税相当額を含む）の個人住宅に係る次の改良工事。

(1) 必須工事	① バリアフリー工事	通路等の拡幅、浴室・便所の改良工事、手すりの取付工事、段差解消を行う工事 など
	② 省エネルギー工事	開口部・床・天井・壁について断熱構造の措置を講じる工事
	③ 増築・改築工事	増改築部分の構造や省エネルギー性・バリアフリー性について、住宅金融支援機構監修フラット35S工事仕様書に準じた施工とする工事
	④ その他工事	リフォーム、増改築工事で、住宅の構造、下地又は仕上げの材料にいわき産木材を使用する工事
(2) (1)の必須工事と併せて行う工事（当該工事単独では補助対象外です）	住宅機能等の維持・向上のため「必須工事と併せて行う工事」（例：屋内：床、内壁等の改修、屋外：屋根、外壁等の改修、設備：機器改修 等）	

- ・ 必須工事、必須工事と併せて行う工事の詳細等については、別添えの「いわき市個人住宅優良ストック形成支援事業補助交付要綱」の別表第1、2や必須工事判断基準などをご参照ください。
- ・ 市内施工業者とは、いわき市内に事務所、事業所等を有する個人又は法人の建設業関連の事業者です。
- ・ 市から、補助金等交付決定通知を受ける前に着手（契約）した工事は、補助対象外です。
- ・ 令和8年2月27日（金）までに実績報告書の提出ができない場合は、補助金を受けられません。
- ・ 過去に本事業と同様の市の制度に基づく補助により改良工事を実施している場合は補助対象外です。
- ・ 住宅の新築工事は補助対象外です。
- ・ 個人住宅部分が店舗、事務所、賃貸住宅等と一体となっている建物で、屋根や外壁等建物全体を改良する場合は、床面積の割合に応じて対象工事費を算出します。

3 補助金の額

○ 補助対象となる10万円以上の改良工事代金（消費税相当額を含む）の10%です（千円単位未満の端数は切り捨て）。ただし、補助金の上限は15万円です。

〔留意事項〕

- 補助対象となる住宅は、申請者が居住する住宅で、分譲マンションなどの共同住宅においては個人の専有部分です。（賃貸住宅は補助対象外）
- 補助金の交付決定前に対象工事に着手（契約）することはできません。
- 1つの住宅につき、1回限りの補助です。
- 次の場合は、補助金の交付決定が取り消しとなります。
 - 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - 補助金を他の用途に使用したとき。
 - 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- 本事業を、その他の制度等による補助・融資等と併用しようとする方は、利用の可否や条件等について、各制度の担当窓口に事前に確認してください。

4 申請受付～交付決定

●申請書類の提出(申請者)

次の必要書類を揃えて、募集期間内(土日祝日を除く)に、**住まい政策課(市役所6階)**に持参してください。**窓口の受付時間は9:30～11:30、13:00～16:00**です。

- ① 補助金等交付申請書
- ② 工事計画書
- ③ 世帯全員が記載されている住民票 ※1
- ④ 市税等納税証明申請書(兼)証明書(18歳以上の世帯員全員の分) ※1
- ⑤ 対象となる住宅の所有者・建築年月・構造が確認できる書類
(登記簿謄本、最新年度の固定資産税・都市計画税の課税明細書の写し等)
- ⑥ 改良工事の見積書の写し
- ⑦ 対象工事箇所の施工前の現場写真 ※2 ※3
- ⑧ 暴力団員及び社会的非難関係者照会確認同意書
- ⑨ 口座振替依頼書(債権者等登録申請書)

- ※1 申請に本人確認書類(運転免許証等)の提示等が必要。
※2 現場写真は、見積書に記載された全ての補助対象工事の内容が確認できるものを添付。
※3 撮影方法は、補助対象工事箇所の全てが分かるように、それぞれの部屋等の全体が写るようにしてください。
また、設備等の取付や交換がある箇所は接写したものも用意してください。

・ 申請書類に不備があった場合は、受付完了となりません。

●書類審査・交付決定の通知(市)

申請書類を審査し、不備等がなければ、申請受付から **10 日程度を目安に「補助金等決定通知書」**を申請者に送付(工事着手以降の書類同封)します(不備等があれば適宜ご連絡します)。

5 工事着手～完了～補助金交付 ※交付決定前の工事着手は不可

●計画変更の申請(申請者※必要に応じて(要問い合わせ))

工事内容・金額等に変更が生じた場合は、遅滞なく「補助事業等計画変更・中止(廃止)申請書」を住まい政策課に持参又は郵送により提出(工事金額が減額となった場合は、補助金額を変更しますが、**工事金額が増額になった場合の補助金額の増額は行いません**)。

●工事の着手(申請者)

補助金等決定通知の受領後、工事に着手したときは、「**補助事業着手届**」を住まい政策課に持参又は郵送により提出。

●工事完了の報告(申請者)

- ・ **工事が完了したときは、直ちに「補助事業完了届」**を住まい政策課に持参又は郵送。
- ・ **工事が完了した日から 15 日以内に次の必要書類**を住まい政策課に持参又は郵送。
※ 補助金等実績報告書の**最終提出期限は、令和 8 年 2 月 27 日(金)**です。提出期限を過ぎますと補助金は受けられませんので、ご注意ください。

- ① 補助金等実績報告書
- ② 工事費内訳書
- ③ 領収書の写し
- ④ 対象工事箇所の施工後の現場写真 ※1
- ⑤ 対象工事箇所の施工中の現場写真 ※2
- ⑥ 平成 11 年省エネルギー基準と納品が確認できる書類 ※3
- ⑦ 建築基準法に基づく検査済証の写し
(※建築確認申請が必要な工事の場合のみ)
- ⑧ 1級・2級建築士が設計・工事監理を実施した証明書
(増築または改築工事の場合のみ)
- ⑨ いわき産木材証明書(※その他の必須工事の場合のみ)

- ※1 「必須工事」と「必須工事と併せて行う改良工事」との区別が分かるようにしてください。
※2 補助対象工事の内容が施工前と施工後の写真だけでは確認できない場合は必ず添付してください。
※3 省エネルギー工事のみ

●補助金の交付(申請者)

- ・ 実績報告書等の書類審査を行い、**2 週間程度を目安に確定通知**を送付します。
- ・ 確定通知を受けた方は、「**補助金等交付請求書**」を住まい政策課に提出。

6 申請手続きの流れ

